

元監査公表第6号

地方自治法第199条第12項の規定により、令和元年8月8日に福岡市長から定期監査の結果に関する措置について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和元年9月5日

福岡市監査委員	平 畑 雅 博
同	松 野 隆
同	谷 山 昭
同	篠 原 俊

1 監査報告と措置の件数

30 監査公表第1号（平成30年2月8日付 福岡市公報第6464号公表）分

・・・1件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

（事務監査）

1 局別監査

（1）教育委員会

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>小中学校等におけるUSBメモリの適正な管理について（意見）</p> <p>小中学校等におけるUSBメモリの管理については、教育委員会が策定した「機密文書の保護に関するガイドライン」（平成29年4月）及び「学校における個人情報取扱マニュアル」（平成29年4月）に基づき管理するよう定められている。また、情報漏洩対策として、各小中特別支援学校及び幼稚園に情報漏洩対策セキュリティ機器（USBメモリ及びUSBキー）を導入しており、その有効活用及び適正な管理については、平成28年10月7日付教学支第350号学務支援課長通知で各学校等へ指導している。しかしながら、抽出により実地監査した小中学校9校のうち、8校は当該セキュリティ機器を活用しておらず、そのうち4校は管理簿を作成していなかった。さら</p>	<p>小中学校等における情報漏洩対策セキュリティ機器の優先的な利用及びUSBメモリの適正な管理については、平成29年12月13日付教総第1664号「USBメモリ等外部記録媒体の管理の徹底について（通知）」で全学校（園）長宛に周知を図るとともに、平成29年度、平成30年度の「校長・園長連絡会」（全校（園）長が出席）並びに「副校長・教頭・副園長連絡会」（全校副校長又は教頭及び副園長が出席）の場において、教育委員会総務課より指導を行い、周知徹底を図った。</p> <p>また、平成29年度より実施している学務支援課による学校訪問指導において、平成29年9月以降はUSBメモリの適正な管理についても点検項目に加え、点検を行い、令和元年度においては共同学校</p>

<p>に、学校で購入したUSBメモリの管理については、過去の定期監査で度々指導を行ってきたところであるが、今回の監査においても依然として複数の学校で不適切な管理状況が見受けられた。</p> <p>各学校等では機密性の高い電子情報を取り扱っていることから、情報セキュリティ対策の強化を図るため、導入済みの情報漏洩対策セキュリティ機器を優先的に利用するよう指導するとともに、USBメモリの適正な管理について、より一層の周知徹底を図られたい。</p> <p style="text-align: right;">(総務課・教育政策課)</p>	<p>事務室の事務点検で継続して点検を行うこととしている。さらに、平成30年6月に「機密文書の保護に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)を改訂し、情報漏洩対策セキュリティ機器を活用することを明記する等とともに、平成30年度からは複数の抽出校に対しICT機器に係る情報セキュリティを担当する総務課職員により、ガイドラインに基づくUSBメモリの運用について現地点検を実施し、適切な指導を行っている。</p> <p>全ての学校に対する、USBメモリの管理と情報漏洩対策セキュリティ機器の利用状況に関する調査の結果においても、機密性の高い情報資産の学校外への持ち出しを行っていない、または持ち出しを行っているが情報漏洩対策セキュリティ機器を活用しているとの回答が、平成30年度調査時点で90%であったのに対し令和元年度調査では100%となった。</p>
--	---